

## HESTA AI Security Gate申込書

## ◇同意確認※

売買契約約款に同意される場合は右のチェック欄に『レ』をお願いします

## ◇お申込み商品※

①HESTA AI Security Gate	スタンドタイプ	単価	円 (税込)	台
②HESTA AI Security Gate	タイプ	単価	円 (税込)	台
③HESTA AI Security Gate	タイプ	単価	円 (税込)	台
【合計】			円 (税込)	台

【合計】も忘れずにご記入ください。※税率10%

## ◇お申込みのきっかけ※

認知のきっかけ	代理店・HP・web広告・電話・紹介・DM・営業担当者 ( )
代理店名 (代理店経由の場合)	

## ◇お申込みをされる会社情報※

会社名・代表者名	フリガナ	印
担当者 (部署)・業種	フリガナ	
住所	〒	
固定電話・携帯電話		
連絡メールアドレス		

## ◇設置先の情報 (上記と異なる場合のみ) ※ □上記と同じ ※設置先が複数の場合は別紙 (web申込書3枚目) に記入

会社名か店舗名	フリガナ
担当者 (部署)・業種	フリガナ
住所	〒
固定電話・携帯電話	

株式会社大倉メールアドレス：smartplus@okura.co.jp

## ◇お振込みに関して※

ご入金予定日	R 年 月 日頃 予定 ※ご入金確認後、設置となります
お振込先のご案内	関西みらい銀行 梅田支店 (普通) 0790549 株式会社大倉

## ◇送付先情報(※設置先以外への送付を希望される場合の情報)

会社名・代表者名	フリガナ
住所	〒
担当者・電話番号	
特記事項	

※お振込み手数料に関してはご負担をお願い致します。

FAX送信先 (株式会社大倉) : 06-6357-3887

※印は必須項目の為、お忘れなくご記入をお願い致します

〒530-8530 大阪市北区天神橋2丁目北2番11号 株式会社大倉 HESTA係

## 【特約事項】

オンラインシステム管理費契約の内容変更がある場合について、HESTA AI Security GateのWebページに掲載するものとする。また、オンラインシステム管理契約の内容変更後に継続 (自動更新) した場合、申込者は変更合意したものとし、変更後の内容が適用されるものとする。

HESTA AI Security Gateの設置店としてwebに掲載させていただく場合がございます。

不都合等がございましたら削除・修正させていただきますので、その際はお手数ですが弊社までご連絡をお願い致します。

# 売買契約約款

## 第1条 (総則)

本約款は株式会社大倉（以下甲という）とお客様（以下乙という）との間で甲は HESTA AI Security Gate（以下本商品という）を売渡し、乙はこれを買受ける売買契約について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用する。

## 第2条 (設置)

本商品（ゲート型に限る）設置工事は甲と乙は別途請負契約を締結する。

## 第3条 (売買代金等支払方法)

乙は本商品の代金を売買契約締結日より10日以内に甲の指定する口座に振り込んで支払う。別途甲と請負契約を締結した場合には請負代金は請負契約締結日より10日以内に甲の指定する口座に振り込んで支払う。いずれも振込手数料は乙の負担とする。

## 第4条 (所有権の移転の時期)

本商品の所有権は売買代金の支払が完了し、かつ引き渡しが完了したとき。また設置工事請負契約を締結した場合は請負代金の支払いが完了し、かつ引き渡しを受けたときに移転する。

## 第5条 (品質保証期間)

甲は乙に対して本商品につき引渡完了日から1年間、製品マニュアルどおりの品質性能を保証し乙の故意・過失によらない故障につき無償で修理を行う。

## 第6条 (遵守事項)

乙は本商品に関して甲の指示及び製品マニュアルに従い使用しなければならない。

## 第7条 (契約不適合責任)

第5条に規定する場合を除き、乙は本商品が本契約の内容に適合せず、そのことが乙の責に帰すべき事由によらない場合でも、甲に対して本商品の修補、代替物及び不足分の引渡し代金減額及び損害賠償請求できないものとし、かつ、売買契約の全部または一部を解除できないものとする。

## 第8条 (代金完済前の滅失・棄損)

本商品の代金完済前に、天災地変その他甲又は乙のいずれの責にも帰することのできない事由によって本商品が滅失したときは、乙は、この契約を解除することができる。

2. 本商品の代金完済前に、前項の事由によって本商品が棄損したときは、甲は本商品を修復して乙に引渡すものとする。この場合、修復によって引渡しが合意した期日を超えても、乙は甲に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできない。
3. 甲は、前項の修復が著しく困難なとき、又は過大な費用を要するときは、この契約を解除できるものとし、乙は、本商品の棄損により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。
4. 第1項又は前項によって、この契約が解除された場合、甲は受領済の金員を遅滞なく乙に返還しなければならない。

## 第9条 (債務不履行等)

乙に次の各号いずれか一にでも該当する事由が発生したときは、甲は催告することなく通知のみにより本契約（別途オプション契約をした場合はそれらを含む）を解除し、本商品を乙の費用で引き上げるものとし、甲になお損害がある場合、乙はこれを賠償するものとする。

- (1) 本約款の各条項の一つでも違反したとき。
- (2) 本約款以外の甲乙間の取引の約定に違反したとき。
- (3) 支払いを停止し、又は手形、小切手の不渡り報告があ

ったとき

- (4) 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これらに類する手続の申立てがあったとき。

## 第10条 (反社会的勢力排除条項)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを総称し「反社会的勢力」という。）でないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
2. 甲又は乙が、前項の確約に反した場合には、その相手方は、何らかの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
3. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、違約金として売買代金（請負契約締結の場合はそれも含めた額）の20%相当額を支払うものとする。
4. 第2項により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

## 第11条 (規定外事項の協議義務)

本約款に定めのない事項、または本約款の内容に疑義が生じた場合については民法その他関係法規の慣行に従い、甲乙互いに誠意をもって協議し、決定する。

## 第12条 (専属的合意管轄裁判所)

甲及び乙は、本契約について紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決を図るものとする。

